特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務		
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定にのっとり、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認		
③システムの名称	 国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 		

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)国保資格ファイル
- (2)国保負担区分ファイル
- (3)宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下、番号法)第9条第1項 別表第一第16、30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

	番号法第19条第7号	J	2) 実施しない 3) 未定
①実施の有無	「 実施する	1	<選択版> 1) 実施する

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民生活課
②所属長の役職名	町民生活課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先南部町役場 デジタル推進課
〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	南部町役場 町民生活課
建裕九	〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-3114

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点			
3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	人 「 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
			<選択肢> 1) 基礎項目評価書		
ſ	基礎項目評価書	1	リ 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書		
L	全处 火 口们	J	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でる	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分でる	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		1	〇]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 2)十分である 3)課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供:	ネットワークシステ	ムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分でる	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 2)十分である 3)課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でる	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 2)十分である 3)課題が残されている。	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 2)十分である 3)課題が残されている。	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分でる	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	

8. 人手を介在させる作業	[0]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>			
判断の根拠				
9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育	· <mark>啓発</mark>			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月26日	Ⅱ. 1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月26日	Ⅱ. 2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I.7	南部町役場 総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377番地1 TEL:0859-66-3112	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377 番地1 TEL:0859-46-0108	事後	
377番地			「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	